平成30年度第５回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成30年10月29日（月）午後２時～４時20分

■場　所　　大阪府新別館北館１階　防災スペース１

■出席者　　大西委員、角野委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）

八山委員（五十音順）

■内　容

事務局　ただいまから、平成30年度第５回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご足労いただき有難うございます。

本日、ご出席の特別部会の委員は７名中、６名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

・本日の配布資料の確認

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします

部会長　はい、よろしくお願いします。これまでの議論を振返ってみますと、SNS上で行われている青少年の性的搾取の実態を見てきて、青少年が威迫や欺罔等の場合だけでなく、自発的に働きかける場合も少なくない実態があることに対して、やはり総合的に対応していくためには、まずは青少年や保護者に直接働きかけること、教育・啓発や相談体制等の充実が大切ということ。

次に、インターネット上の行為への対応となるので、やはり都道府県レベルで考えるよりは、国レベルで議論していくべき課題であるということ。とはいえ、大阪の青少年を守るため、府として教育・啓発等と併せて、可能な限りの規制も必要ではないかという方向性でまとまってきたと考えています。

今日は、まずは、法的観点からの議論、次に教育・啓発等について、その後、国への働きかけについて、これまでの議論を振返りながら、特別部会としての議論の方向性をまとめていきたいと思います。法的観点については、前回、性的搾取の類型ごとに議論して、青少年に有害な要求行為については包括的に禁止規定を置くことで統一の見解を得たと思います。まずは、おさらいの意味も含めて、資料の説明を事務局からお願いします。

事務局　　資料１－１「法的観点・類型ごとの整理」と１－２「法的観点・総論」について説明

部会長　はい、有難うございます。今まで議論してきたことが、性的搾取の類型ごとにまとめられていると思います。改めて、これについてご意見を頂戴してさらに整理していきたいと思います。前回までの議論では、大方の意見として禁止を表明するということで、具体的な罰則は必要ないのではないかという意見が多数であったように思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。自画撮り被害への対応として、他府県では罰則付きで禁止しているという条例が増えているわけですが、このあたりいかがでしょうか。

委　員　もう一度確認ですが、被害後あるいは被害前に現行法令では資料１－１に記載の処罰規定があって、その上で今後、威迫や欺罔、困惑等を伴って児童ポルノを要求した場合に罰則をつけるかどうかということですよね。まだ被害が発生する手前の段階をどうするかということでよろしいでしょうか。

部会長　そうです。要求して画像が送られてくる、そうすると児童ポルノ製造罪とか所持罪として処罰されるように現行法令ではなっています。問題はそれ以前の「児童ポルノ画像を送れ」と要求する行為ですよね。これに罰則をつけるかどうかということです。

委　員　現行でも刑法の脅迫罪とか強要罪に該当するような悪質性の高い手段で要求すると、刑法で処罰されるということですよね。

部会長　　そうです。それに至らない場合、つまり資料の類型にあるように威迫、欺罔、困惑、利益供与を伴って要求する場合、例えば、実際にあげるつもりはなくても３万円あげるから画像を送ってくれと言うような行為です。これは脅迫でもないし、強要でもない。それから、「画像を送ってくれないとおっちゃん自殺する」と言って青少年を困惑させる、判断能力が未熟なところをついて画像を送らせる場合。これは脅迫にも強要にも該当しない。今、大阪ではこれらの場合は処罰されませんが、東京、福岡、兵庫、京都、埼玉等では処罰される規定を条例で設けています。

委　員　資料１－１の類型１について、この要求行為を既に条例で規制している都府県のうち、罰則をつけていないところはあるのですか。

事務局　　現在、６都府県で条例が制定されていますが、類型１については、全て罰則が置かれています。罰則の対象となる要件もほぼ同じような内容です。

部会長　　前回までの議論ですと、他の府県では30万円以下の罰金という刑罰が置かれていますが、刑罰を設けるについて、果たして実効性があるのかどうかいう点が一つ議論になりました。具体的にはどういう形で行われるかというと、ツイッターにしろ、フェイスブックにしろ、ＳＮＳの一対一のやり取りで行われるので、画像要求行為は表にでてこない。実際は、被害児童が警察に相談して、あるいは親なりに相談して、「こんなものを要求された、どうしましょう」と相談して初めて表にでてくる。秘密裏に行われるのが普通ですので、そういうものに罰則をかけるということで、果たして実効性があるのかどうかということが一つ。

それから、二番目は明確に「裸の画像送れ」という文字が入っておれば、はっきりわかりますが、そうでない場合ですよね。例えば、「君の綺麗な写真が欲しいから」など、そういうはっきりと裸とわからないような文言を使われている場合には、この規制から逃れていく可能性があるということで、そういう意味でも実効性があるのか、つまり構成要件をどのように類型化するかという点、そこが大変難しいのではないかと思います。

それらの点が刑罰を用いるということについての消極的な考え方となります。これらの画像要求行為について、もし仮に処罰すると、犯罪化していくということになると、この後、類型の４から７についても全て同じ問題ではないか。例えば、淫行の相手方になるように誘いかけるなど、そういう行為も処罰すべきだということになっていくのではないかと思います。

今、実は問題になっているのが「神待ち」という事例。神待ちというのは家出した少女達が今晩誰か泊めてくださいとＳＮＳ等に書き込むのです。そうすると、「泊めてあげるよ」と言ってくる。救いの神が現れたということで、少女達は泊めてもらおうとそこへ行くわけですよね。それで性的な被害に遭ってしまうと。そういう事例が、今、問題となっているのですが、ある意味、画像要求行為よりももっとひどいわけです。

欺罔とか威迫とか困惑とか、そういうこととは無関係に「泊めてあげるよ」と書き込んでいるわけです。利益供与ということに解釈できないこともないのですが、書き込みの内容としてはそんなに悪質ではないわけです。行為は悪質ですが、書き込み自体は「泊まる所が無いのならおいで」というもので、悪質性はなく、聞きようによっては善意なんです。それが実際は、自分のアパートに連れ込んでわいせつ行為を行うという、そういうことが今、問題になっています。そういう場合まで罰則を広げていくべきなのかという問題もまた出てくるわけです。類型１の画像要求行為をどう考えるかということは、そのあとの広がりがあるということで、非常に方向性を決めるという意味では重要な問題になると私は認識しています。

委　員　条例が、法の行き届いていないところについて、補完的に幅を広げるという意味合いがあるとすれば、実効性がどの程度あるのかという課題はあるとは思いますが、利益供与や青少年を困惑させて画像を要求する行為が多く存在するのであれば、それは罰則規定をもって対応すべきではないかと思います。罰則がないと、あまり効力がないのではないかと私は思っていまして、効力性を高めるために罰則は設けるべきだと思います。実効性については、実際に逮捕されて罰金を払うかどうかということよりも、条例で罰則規定が置かれていること自体が相手への抑止力になると考えています

委　員　私も全く同感です。以前にも同じようなことを発言したかと思いますが、一つ、罰則を設けることの意義としては、こういう密行性が高いものは、どこかでＳＯＳがあがらなければ、網にかからなければ結局表に出てこないというところだと思います。ひとたび、どこかで要求段階で相談があった時に、罰則がついてなければ指導だけで済まされてしまうということになりかねない。

おそらく、一回だけ要求をして、たまたまその一回が見つかったということは、あまりないと思いますので、他にも被害者がいる可能性があり、また今後の被害者がでる可能性もあるというところをストップかけるためには、より早い段階で捜査を進めるということが必要だと思います。悪質性の高い要求行為、ここの部分に罰則をつけないと逆に言うと、禁止という一応メッセージはあるけれども、結局捜査に着手できず手をこまねいているということになりかねないので、実効性に問題があるということはわかるのですが、実際に事例が発生したときに罰則規定があるということは十分意味があると思います。実効性がないから罰則を設けなくてよいということにはならないのではないかと思っています。

委　員　私も全く同感ですが、例えば、具体的な場面を想定した時に、類型１に罰則つけるのであれば、他の類型についても青少年にとっては有害な要求行為であるわけですから、同じように罰則をつけれないものかと考えてしまいます。ただ、どのような言い回しがあるのか、具体的に私の頭の中にはイメージできていないのですが。

委　員　私は類型２も罰則をつけるべきだと思っています。と言いますのは、類型１と２の区別、威迫や欺罔等があったかどうかという区別が付きにくいと思うからです。例えば、以前報道で目にしたのですが、女子高生が交際相手の高校生に要求されて自分の裸の写真を送ったところ、友達に拡散されて、拡散した高校生が逮捕されていました。たとえ交際関係にあったとしても、こうした拡散が実際に行われているのですから、拡散を防止するためには要求段階においても処罰対象にすべきであると思います。

部会長　およそ画像を送れという行為を全て処罰対象にするということですか。それはかなり幅広い規制になってしまいますね。禁止するだけではいかがですか。

委　員　禁止するだけでは効力はないと思います。

委　員　類型６や７の方が本体行為に及んだ場合は青少年に与える影響も大きく、性被害としては重くなると思うのですが、その要求行為については構成要件を明確にできないから規制を設けることは難しいということになるのでしょうか。そこの部分が私には法律のことなのでよくわからないのですが、どちらの罪が重いかというと、完全に類型６や７の方が重いのは非常によくわかりますので、こちらにその罰則がつけられないのに類型1だけに付けるという事が矛盾になっていて、その部分が私は気になります。

自画撮り被害への対応だけを考えていれば、類型1には罰則があってしかるべきだと思いますが、その他の要求行為と比較して考えるとその辺りがちょっと矛盾してくるかなと思っていて、どう考えるべきか悩んでいます。他府県は、これらの要求行為を全て規制しているのでしょうか。

部会長　他府県は自画撮り被害のみの対応として、類型１と２の部分のみ規制を設けています。類型１については、罰則をもって禁止していて、類型２は罰則なしで禁止規定のみとなっています。他府県が類型１に罰則をつけているので、大阪府はどうすべきかというところが一番中心の議論となります。しかし、類型１に罰則をつけてしまうと買春の相手方になるような要求行為、先程のいわゆる「神待ち」のようなケースを放置していいのかという議論になります。

委　員　さきほどおっしゃったように被害という面から言えば、どちらが重いかというのは難しいわけです。自分の裸の画像が世間に拡散するということと実際に淫行の被害を受けたということと、どちらが重いかというと非常に難しい問題ではあると思います。同じような被害の重さというのはあると思います。そうすると、淫行の相手方になるように要求するということも放置していいのかどうか。

一つは、そもそも児童ポルノ禁止法の罰則自体も軽すぎるのではないか。例えば、単純所持が1年以下で、不特定多数に配布した場合、公然陳列が５年以下です。一旦インターネットに拡散されたら消せないのに、それで５年という処罰でいいのかという問題ですよね。本人にとっては、例えば15、16の女の子の裸の写真がインターネットに載せられて、その子は一生苦しむと思うのですが、それが懲役５年で済まされるのかと。要求行為は、他府県の例では30万円の罰金、本体行為が５年ですから、要求行為はせいぜい30万円ということになるのでしょうが、非常に軽い罰則にしかならないわけです。

問題の根本は、児童ポルノ禁止法をどうするのかという、そこの問題になると思います。それを条例で議論しているので矛盾しているのです。本来は、国で議論すべきような問題を自治体で議論して、条例というのは法律に比べて比較的整備しやすいですから、じわじわと条例が広がっていって最後には「あちこちで出来ているから国でもやりましょう」ということで、国で議論されずに法律ができてしまう。そういう流れが過去も別の問題でたくさんあったわけですが、本来は日本全体に関わることですから国会できちんと議論して決めるということが本筋だと思います。自治体レベルで軽々に議論すべきではないと思っています。

委　員　まず、類型１の罰則ですが、いろいろなご意見があって、それぞれもっともだと思いますが、相談を受けて発覚して、それ以上の被害を防ぐという考え方ですが、刑罰をそのような使い方をしていいのかということで、おそらく根本的なところで問題がないではないと思いますが、実態としては被害拡散というか、それ以上の被害が出ることを防止することに効果があるのだろうと思います。ですので、罰則を付けるのであれば、それでも構わないのではないかと思います。

類型２についても罰則を付けるべきというご意見がありましたが、これはやっぱり慎重に考えるべきだと思います。確かに恋人、交際相手だった関係がいつ破綻するかもしれないというのは本当におっしゃる通りではありますが、一方でトラブルなく続くカップルも多く存在するわけですから、そこまで処罰の対象に、犯罪にするのかという問題があります。もちろん、いかに親密な間柄であってもやはりそのような性的な写真は求めても送ってもいけないということは常識論としては、誠におっしゃるとおりだと思いますが、それを犯罪にしてしまうということはちょっと躊躇があります。類型２はやはり個人的には兵庫県等のように禁止、意識を高めるために禁止規定を置くという方法が望ましいと思います。

類型３の自発的に提供するという場合も、やはりこれは処罰はできなくて、教育や啓発で対応していくことになろうかと思います。青少年健全育成条例のたてつけ上、訓令規定であっても、青少年に対する規制は置けないと思います。そのような縛りがあるわけではないと思いますが、例えば青少年は画像を送付してはいけない等と、条例に明文化することは難しいと思います。ただ、類型２で画像の提供を要求する行為について禁止規定を置くならば、教育現場としては、禁止されている行為なのだから送信する必要もないとオペレーションとして使うことは出来ると思います。

また、類型１に罰則をつけると他の類型との均衡が保たれずに全て罰則をつけることになるのではないかというご意見については、全くその通りだと思いますが、ちょっと確認ですが今日の議論は、自画撮り被害への対応だけではなくて淫行等の他の類型についても条例改正の対象として議論するということでよろしいでしょうか。

部会長　そうです。

委　員　場合によっては、類型５以下の場合も罰則を付けることも有り得るのかなと思います。ただ、これらの類型はまだそれほど詳細に検討していないところなのでどういう形で規制するのか、もっと議論が必要だと思います。

委　員　私も類型５～８についても罰則つきで禁止規定をおくべきではないかと思います。類型８に関しては利益供与等の要件で区切らないといけないですが、全般的に禁止して罰則については利益供与の場合に限定するなど。類型７に関して、そもそもの淫行規定の第39条については、利益供与とか威迫、困惑等の要件に限定して罰則付きで禁止されていますが、これを伴わない淫行については規制されていない状況だと思いますが、今回類型２について罰則なくても禁止規定を置くとして類型７については手段を伴わない場合は禁止すらされていないということは、やはり違和感がありますので、この際この部分も徹底的に規制をした上で、悪質性の高いものには罰則をおくということも、今回のスケジュール的には無理かもしれないですが検討していきたいと思っています。

委　員　類型７ですが、さきほどの「神待ち」のケースが問題になってくると思いますが、最近の実務では、従前は宿泊場所を提供するということは利益供与にあたるということで、児童買春禁止法で、おそらく処理してきたと思います。ところが最近は児童福祉法で処理しているケースが多いようです。児童買春の場合は罰則５年以下ですが、児童福祉法の淫行罪になると10年以下ということで非常に重くなります。児童福祉法と児童買春・児童ポルノ禁止法はどう違うかというと、支配関係が強いかどうかというのが一つの基準だというのが学説の大方の考え方です。

相手方の困窮につけ込んで、自分が有利にたって性的な行為を迫るということで、児童福祉法を適用する方が最近では多いと思います。そうすると「神待ち」のケースを考えると、類型７の要求があった場合、児童福祉法の淫行罪の未遂を条例で規定するということに実質的には同じようなことにならざるをえないというように思いますが、法理論的に果たしてそういうことがいいのかどうか、法律で未遂規定がないのに条例で実質的にそういう未遂規定をおいていいのかどうかということになりますが、このあたりいががでしょうか。

委　員　私も未遂処罰の関係で少し気になりました。ただ、児童買春とか淫行させる行為の未遂というのは、まさにその行為が始まるというか、それとある種、連続的な行為がはじまるのは実行着手だろうと思うのですが、その要求行為、主にネット上で行われる要求行為は、いわゆる未遂というよりはもっと前段階ではないかと思います。そういう意味では、未遂と一応区別はされるのだろうと思いますが、それとは別に未遂処罰がないのに、その前段階を処罰することになるのはどうかという、同じような問題があるのはあります。ネット上で要求行為をすることが、未遂とは違う独自の有害性があるというようなことが言えれば、淫行の未遂処罰がないからと言って要求行為の処罰はできないということにはならないのではないかと思います。

委　員　児童買春禁止法は対償の供与または供与の約束をして買春するという構成要件ですので対償供与あるいは供与の約束をするということは、一つの買春行為の実行行為の一部になります。ところが、児童福祉法上の淫行罪というのは、児童に淫行させた者が10年以下の懲役ということですので、淫行させる行為の前段階、淫行の申し込み行為というか、それは実行行為の一つ前の段階になります。「淫行させる行為」を禁止しているので、淫行しない限りは処罰対象にならない。

委　員　着手した瞬間イコール既遂ということでしょうか。

委　員　淫行というのは、みだらな性行為なので、相手方を性的な対象としてしか思わない性交または性交類似行為ということですので、性行為まで至って既遂となるということです。

委　員　性行為に至らず、服を脱がせただけの場合は。

委　員　それは未遂段階ですので、児童福祉法の場合は未遂に処罰規定はありません。「家に泊まらないか」というのは、もっと前の段階ですよね、予備というか、着手のもっと前の段階ですよね。児童買春の場合は対償を供与し、あるいは供与の約束をして買春行為を行うということなので、「泊まりませんか」というのは、買春の実行行為の一部になります。未遂はないので、それだけでは処罰されませんが、淫行の相手方になるように要求するという行為はそれよりもっと前の段階になります。

だから本来は、これは法律の問題で、自治体で議論することは適切ではないと思います。ここで意見の一致をみたとしても、それはあくまでもここだけの話であって全国的に一般化できるというものでもないだろうと思います。

委　員　未遂を罰するという観点ではなくて、要求行為をすること自体が青少年を性的好奇心の目にさらすということになるので、それを防止するという観点から、青少年を守る観点から禁止規定を置くという考え方ではいかがでしょうか。

部会長　目的は何かというと青少年の被害を防止するということが究極の目的ですから、そのためにはどのような方策が有効なのかということですが、他府県は罰則をかけて処罰する、それが青少年の保護に一番有効という方法をとっている。大阪府の場合は、前回までは罰則を設けずに禁止規定のみを置いて、違法行為である旨を宣言することで十分に被害は防止できるという考え方できていたと思います。改めてその考えはいかがでしょうか。

　　　例えば、いきなり罰金になるのではなくて、まず警告をしてそれでも違反する場合は処罰するという段階を踏む方法。ストーカー規制法はそのような構造になっているかと思いますが、警告をして中止命令をして、それでも命令に従わない場合は刑事罰というように二段階、三段階の制裁規定を置くという事に関してはいかがでしょうか。ストーカー事案のほとんどは警告段階で終わっているという統計もありますので、画像要求についても違法行為であると禁止規定をまず置いて、にもかかわらずまだ要求してくるという場合に罰則をかけるという考え方についてはいかがでしょうか。

委　員　それは、類型２と類型１の関係ということになろうかと思います。類型２で広く禁止規定を置いて、それでもまだ要求行為が続くようであれば類型１に繰り上がって罰則をもって対応すべきということになろうかと思います。類型１についても罰則無しにしてしまうとあまり効果はないと思います。

委　員　個人同士のネット上のやりとりなので、実態としては見つけにくいということや要求された側は恥ずかしくて相談しにくいといったことを踏まえると、SOSを出した時点で効果的な対応をしないと相談した人にとっても助けてくれなかったということになってしまうのではないでしょうか。前に事例紹介をした案件では、警察に相談したけれども送信した画像が児童ポルノには該当していないので警察では対応できないと言われた。そのため、本人への教育的効果もあまり期待できなかったわけです。青少年が相談の声をあげた時、要求行為が発覚した時にはきっちり対応できるということが大切なのではないかと思います。

委　員　気になっているのが、文字だけのやり取りということですが、今後、この自画撮り被害を防止するための規制が制定されたとして、相談を受けた者がこの規定に該当するということを認識できるかどうか。子供達にもきちんと伝わるかどうか。脅迫や強要に至らない場合であっても、困惑とはどういう状況のことをいうのか、対償供与とはスタンプをあげるからというような事も含まれるのかどうか等、非常に細かい部分だと思いますので、子供達にもきっちりと伝わるのかどうかという点が気になっています。

委　員　相談を受けた人が必ずしもきっちりと判断できなくても、その可能性があるというだけでもいいのではないでしょうか。最終的にきっちりと判断するのは裁判所になると思いますので。

委　員　相談を受ける人というのは、相談機関以外にも保護者であったり教員であったり様々な人が予想されますので、規制の専門家ではない場合が多いので、ある程度のガイドラインのようなものが必要ではないかなと思います。保護者や教員が相談を受けた時に「画像を送信する必要はない」という助言以外にも犯罪行為としてきっちりと判断できる専門家にたどり着けるよう、そのためのアナウンスといいますか、規制内容の周知をしっかりしていただきたいと思います。

委　員　根本的なところに戻るのかもしれませんが、画像を送信した場合は現行も児童ポルノ禁止法で処罰されますよね。要求をする人達は当然画像を手に入れたくて要求するわけですよね。それが要求だけして実際には送られてこなかったという場合、被害前の要求行為を規制することがどれぐらいの意味があるのでしょうか。要求行為だけで満足する人はいないと思いますし、実際に画像を入手したら処罰されている現状があるなかで、その要求行為に罰則を課すことが、その人の抑止力にどれだけ影響するのか、実際にはどうなのでしょうか。

委　員　画像を入手しても発覚しない限りは処罰はされない。例えば、青少年に画像を要求して入手した者が他の人にも要求して、その人はSOSを出して発覚したとすると、そこで捜査の手が及んでストップすることができて、捜査のなかで過去の犯行が発覚する場合も考えられます。要求行為に処罰規定がなければ、捜査に着手することができませんので、画像を送らないように指導するしか対応ができないことになります。それが、仮に要求行為に罰則規定があれば、SOSを受けた段階、この早い段階で捜査に着手することができるので被害を最小限に食い止めることができると思います。

委　員　よくわかりました。要するに被害が出てしまうと逆に申し出ることも恥ずかしいのでそのまま埋もれているケースも多くあるでしょうしね。さきほど申し上げた類型６～８の要求行為との整合性の問題もあるのですが、今までの議論を聞いていますと、やはり画像が拡散してしまうということは子供達にとってはどうしようもなくなることなので、類型１には罰則を付けた方がいいかなと今は思っています。

委　員　先ほどの委員のご質問は、東京都の初摘発の事例がまさにそのようなケースでして、少女は既に画像を送ってしまったけれども、いずれも児童ポルノには該当していなかったようですが、要求行為は児童ポルノを求めるものであって、その文字のやり取りは残っていたというものです。

委　員　実質、罰則がつかないと罪にはならないのですか。

委　員　勿論そうです。例えば、売春禁止法では「売春してはならない」とありますが、罰則はついていないので、売春行為自体は罪にならない。周旋とか場所の提供等は処罰されますが、売春行為自体は違法ですが、罪にはならない。

　　　類型１で罰則をつけるとすれば、類型５も全く同じだと思うのですが、実際にテレビ電話のように繋がっていて画面の向こうの青少年に性的なポーズを取りなさいと要求することですから、結果的には同じ事だと思います。まあ、公開領域でそのような要求をしていたら刑法のわいせつ物頒布とか強制わいせつに該当する場合もありますが。

事務局　非公開領域で１対１のやり取りで、そのような要求行為があった場合は前回までの議論では有害性があるため禁止規定を置くということだったと思いますが、そこに罰則を付けるとなると、要求の言いまわしが様々にあって構成要件が非常にあいまいということから、明確性の原則から難しいということになるのでしょうか。

委　員　そうです。それは類型１の場合もそうです。例えば、困惑の定義等は明確に定義できないのではないかと思います。行為者として類型１と２を明確に区別できるかという点が難しい。罪刑法定主義の面からも。

部会長　そろそろ時間が迫ってきましたので、今までの議論をまとめたいと思います。罰則については、禁止を宣言するだけで十分効果がある、威迫や欺罔、困惑という言葉はなかなか定義がしにくい言葉ですから、罪刑法定主義のリスクを侵してまで罰則をつけるよりも禁止規定を置くだけで効果があるならばそれで十分という慎重派の意見と罰則をつけないと効果がないという積極派の意見に分かれたかと思います。

事務局　　自画撮り以外の要求行為についてはいかがでしょうか。

部会長　　その部分は、罰則を付ける必要はないのではないかというご意見が大半だったかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委　員　類型１については、大方の委員が罰則を容認あるいは積極的に付けるべきという立場だと思いますが、類型５以下は罰則を付けるべきか否かという点については、そこまで議論が深まっていないので、付けるべきではないという感じでもないと思います。要は、今後の課題として残ってしまったのではないでしょうか。

部会長　実務の面でも児童買春禁止法で摘発するのか児童福祉法を使うのかと今、揺れている段階なので、早急に条例でそこの部分を触る必要もないのではないかと私は思っています。

委　員　類型５については、自画撮りと似ている部分もあるし、類型６や７に似た部分もあるので、もう少しよく考えないといけないと思います。類型４は自画撮りとセットで議論しないといけないと思うので、今日議論しておく方がよいと思います。

部会長　類型４は非常にあいまいになってくるので、規制するのは非常に難しいと思います。具体的にどのようなものが想定されますか。

委　員　結局、三号ポルノの定義がはっきりしないので、この部分もはっきりしないとは思いますが、例えば、単純な下着姿は児童ポルノには該当しないとは思います。ただ、そういうものは定義が難しいけれども、被害者としては下着姿の画像であっても救済して欲しいという思いはあると思います。ただ、罰則は類型４については定義が不明確なので付けれないと思います。

部会長　それでは、まとめとしては、部会では罰則については意見の一致を見なかったということで両論併記で報告書をまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

委　員　両論併記というよりかは、意見の数で言えば罰則容認派の方が多いので、そのような報告書になろうかと思います。

委　員　私も両論併記よりかは、どちらかの方向性を示すべきだと思います。

部会長　では、ご意見の数という事で言えば罰則に賛成の方が多いので、部会の結論としては、罰則を付けるべきという方向性として、ただ、議論の経過として慎重派の意見も報告書に明記したいと思います。それでよろしいですか。では、まとめとして、類型１については罰則を付けて、類型２については何人に対しても禁止規定を置く。類型４以降については、罰則無しの禁止規定を置く、若しくは今回は改正をしないというどちらかだと思いますが、この点はいかがでしょうか。

委　員　類型１と２については兵庫県方式で何人に対しても禁止規定を置いた上で悪質性の高い要求行為の１については罰則を付けるということで賛成です。類型４以降については、禁止規定を置いた上で罰則も検討すべきだと思っていますが、まだ構成要件など内容的に議論を深める必要があると思いますので、今回は改正せずに今後の課題とすべきかと思います。

部会長　他の方々もそれでよろしいでしょうか。では、もう一度まとめますと、類型１は罰則付きで禁止。ただし、議論の経過としては罰則を付けることに反対意見もあったということを報告書に明記する。類型２については違法である旨を宣言するが罰則は付けない。類型３は規制というよりも教育・啓発で対応していくべき問題で、類型４以降は全国的な状況を見ながら今後検討していく課題ということでよろしいでしょうか。

委　員　類型４以降は、全国的な状況を見ながらというよりかは、まだまだ議論が尽くされていないので、個人的には今回の改正で禁止規定を置くという方向性でも構わないとも思うのですが、一旦禁止規定だけにすると、次に罰則を付けるということにはなかなかならないと思いますので、今回は特に規制をせずに今後、罰則も含めて検討すべきではないかと考えています。罰則を付けるのであれば、もっと議論を深めないといけないと思います。

委　員　私も同感で、類型６や７の場合は禁止規定を置くべきという内容の報告ではなく、ある程度、禁止の対象行為を明確にして報告書に書かないといけないと思います。であれば、もっと詳細に場面設定を考えながら議論していかないといけないと思いますので、取り敢えず禁止規定だけを置くということも難しいと思います。

部会長　皆さん有難うございます。先ほどもありましたが、「神待ち」という現象も出てきていますし、青少年を取り巻く環境はめまぐるしく変化しますので、それらの状況も見ながら類型４以降は今後議論を深めていくということにしたいと思います。それでは、もう時間もあまりないのですが、次の資料の説明を事務局お願いします。

事務局　参考資料「SNSを介した青少年の性的搾取に関するアンケート結果」について説明

部会長　はい。有難うございます。これについて何かご質問・ご意見ございますか。

委　員　　学校での実情に関しての質問ですが、アンケート結果の問９の自由筆記の「行政・警察等への要請」部分で「SNSに関するトラブルの新種の事案などの情報を絶えず知りたい」とありますが、流行ってるアプリも移り変わりがあるので、トラブルの在り方も色々と変わってくると思います。こういう情報を学校の先生はどれぐらいご存知なのでしょうか。あるいは共有する仕組みがあるのでしょうか。

委　員　　例えば生徒指導研究会等の研修で情報を共有したり、携帯電話会社の出前授業の講師に来ていただいたり警察の方に講師として来ていただいたりと、トラブルと追いかけっこの部分はあるとは思いますが、様々な機会を利用して情報共有に努めています。

委　員　　私の知っている限りでは、ちょっと違う印象がありまして、小学校の先生はなかなかこういう情報に触れる機会が少なく意識が低いのではないかと思います。中学高校では生徒指導の担当教員がこの分野を担当することが多いと思いますが、日々色々なトラブルが発生して、それらに対応するのが忙しく、なかなか新しい情報にまでは手が回っていないのではないかと思います。現場の教員は日々トラブルと追いかけっこの状態で大変な状況でしょうから、ピンポイントに必要な情報を伝えていかないといけないと思います。また、教員はそういう意味では専門家ではないので、スクールカウンセラーや弁護士などと一緒に対応していかないといけない案件も多いと思います。

事務局　資料２「教育・啓発等」と資料３「国への働きかけ」について説明

部会長　　はい。有難うございます。これについてご意見ございますか。

委　員　　性犯罪に関する規定については、あまりにも複雑になってきていますので根本から見直してほしいと思っています。昨年、刑法の性犯罪規定が大幅な改正がありましたが、いい機会ですから全ての性犯罪規定について、国として新しい観点で整理しなおして欲しいと思います。条例で少しずつ要件が違うものがたくさんあるというのは決して好ましいものではないと思います。

委　員　　資料３でコミュニティサイト対策の具体例として青少年インターネット環境整備法の改正をあげられていて、「事業者の技術的対応の義務化」とありますが、同法にはコミュニティサイト事業者への規制は盛り込まれていませんので、新たに規制対象とすべきということなのか、それとも別の方法なのか、そこが不明確かなと思います。ただ、海外事業者には日本の法律の努力義務や行政の要請指導に応じるという文化がないので、その点で実効性が少ないのではないかと思います。

委　員　　海外事業者には難しいかもしれませんが、日本の例えば携帯電話会社は社会貢献活動の一環として注意喚起画面や相談機能（FAQ）の充実等という側面から協力いただけることも多いのではないでしょうか。

委　員　　そうですね。携帯電話事業者は今でも出前授業や携帯利用に関する相談への対応、フィルタリングの普及など色々と取り組んでいます。難しいのは、ガラケーの時代は携帯電話にかかる全てのことを携帯電話事業者が対応できていましたが、スマートフォンになると、その辺りが分離して携帯電話事業者が全ての責任を見られなくなってきたという技術的な問題があります。ガラケーの時代とは実情がかなり変わってきていて、携帯電話事業者ができることが少なくなってきていると思います。青少年インターネット環境整備法もガラケー時代に制定されたものなので、携帯電話事業者にかなり義務を課す立て付けになっています。

委　員　　これだけスマホ利用の低年齢化が進んできてトラブルも低年齢化してきているのに、フィルタリング利用率が伸びないということをよく耳にするが、それが不思議でならない。先日、携帯電話を買い替える機会に店頭でフィルタリングの説明を求めたが、あまり説明してもらえなかった。フィルタリング普及の取組はされているのでしょうが、もっと必要だと思います。保護者への意識付けや店頭でのより丁寧な説明など、社会全体で取り組まないといけないと思います。

部会長　　皆様、本日も長時間のご議論有難うございました。特別部会としての議論のとりまとめの方向性も確認できましたので、本日の議論はここまでにして、皆さんから頂いたご意見を事務局と調整の上、特別部会報告書としてとりまとめたいと思います。次回は総会となりますので、それまでに皆さんに報告書をご確認いただきますのでご意見を頂戴したいと思います。それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

事務局　委員の皆様、長時間にわたってご議論いただき有難うございました。（閉会）